

平成16年(行ウ)第47号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原 告 藤 永 知 子 外31名

被 告 埼玉県知事 外1名

## 準備書面 (5)

平成18年1月25日

さいたま地方裁判所第4民事部 御中

被告両名訴訟代理人 弁護士 関口幸男



### 第1 求釈明について

1 平成17年9月7日付原告の求釈明書のうち、残っていた農業用水転用水利権の転用と合せての非かんがい期の利水の必要性に関して釈明する。なお、平成17年11月30日及び12月22日付の求釈明に対しては、追って釈明について検討する。

(1) まず、求釈明に対して述べる前に、農業用水に関する一般的なこととして農業用水の合理化の仕組み、農業用水合理化事業における転用の手続き及び農業用水合理化事業に關係する水量について述べる。

#### ① 農業用水の合理化の仕組みについて

都市化に伴った農地転用などの農地の減少により生ずると考えられる農業用水の減量分については、水路形状がそのままでは利用することはできない。なぜならば、農地転用が進んでも残った農地は依然として広範囲に存在し、農地面積が減少したからといって即その水量分を減少すると水路の水位が低



下し、水田に水を取り入れることができない農地もでてきてしまうことになる。

そこで、水路の形状を現状の需要に見合った適正な断面に改修すること、必要な水位を確保するために調節ゲートを設置すること、関連する水路に適正量を分水するための分水工を設置すること及び漏水を防止する水路型式に改修することなどの工事を実施することで、全ての農地に用水が行き渡るようになって、初めて必要量が減少し、水道用水等への転用が可能となるのである。

埼玉県では、このように農業用水の必要量を減じ、水道用水に転用することを目的として水路等の整備を行う「農業用水合理化事業」を進めてきた。

## ② 農業用水の転用の手続きについて

転用の手続きは、農業用水の水利使用者と水道用水の水利使用者がそれぞれ河川法に基づく流水の占用申請を河川管理者に対して行い、河川管理者の許可によって法律上の転用手手続きが完了することとなる。

農業用水では、合理化後の必要水量として、減量または水利権放棄の申請となり、水道用水では、転用水量分の新規取水または增量の申請となる。

## ③ 農業用水合理化事業に関する水量について

農業用水は、作物の生育時期毎に必要水量が変化する。このため、まず、合理化前の必要水量を農地面積や水路状況等から時期毎に算定し、取水期間の総取水量を算定する。次に、同様に合理化後の総取水量を算定する。これらの総取水量の差をその取水期間の日数で除して平均水量を算定する。この平均水量を合理化水量と呼ぶ。転用水量は合理化水量から河川維持流量、河川還元量及び取水地点等を考慮して算定したものである。

なお、生育時期毎に変化する農業用水の必要水量に併せて、水利権水量も作物の生育時期毎にいくつかに設定されている。このうち最大の水量を最大取水量といい、農業用の水利権において一般的に表示される水量である。



(2) 次に以下、求釈明について述べる。

「利根中央用水事業・利根中央農業水利事業・中川水系農業水利事業（第一次及び第二次）及び埼玉合口二期事業」の各事業の概要について（求釈明 6①）

各事業の記載順は、(4) の②に「具体的な経過」の釈明との関係から下記のとおりの事業実施順に述べる。

i ) 中川水系農業水利合理化事業（第一次）

中川水系農業水利事業（第一次）の正式な名称である。

ii ) 農業用水合理化対策事業(権現堂地区・幸手領地区)

中川水系農業水利事業（第二次）の正式な名称である。

iii) 埼玉合口二期事業

iv) 利根中央用水事業・利根中央農業水利事業

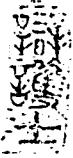
各事業の概要について

i ) 中川水系農業水利合理化事業（第一次）の概要（乙第35号証）

当該事業は、埼玉県東部に位置する羽生市等4市1町の水田約9,500ヘクタールを受益地として、葛西用水路、北側用水路、権現堂川用水路を改修し、水路からの漏水の防止や適正量を分水するための分水工の設置を行った。その結果、利根川における葛西用水に係る取水量で、権現堂川用水路に係る区域の水田にも給水することが可能となり、権現堂川用水路の取り入れである利根川における権現堂樋管に係る水利権を放棄して、毎秒2.666㎥を水道用水へ転用した。

事業主体は埼玉県であり、昭和43年度から昭和47年度までの5箇年をかけて事業を実施し、約20億円の事業費を要した。

ii ) 農業用水合理化対策事業（権現堂地区・幸手領地区）の概要（乙第35号証）



当該事業は、埼玉県東部に位置する幸手市等2市1町の水田や畠約2,700ヘクタールを受益地として、葛西用水路から分水する支線水路の改修と、水田に給水する末端水利施設のパイプラインによる整備を行い、水利用の合理化を図り、毎秒1.581m<sup>3</sup>を水道用水へ転用したものである。

事業主体は埼玉県であり、昭和47年度から昭和62年度までの16箇年をかけて事業を実施し、約209億円の事業費を要した。なお、事業費には、農業用水の合理化には直接関係しない土地基盤の整備に要した事業費も含まれている。

#### iii) 埼玉合口二期事業の概要（乙第36号証）

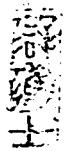
当該事業は、埼玉県中央部に位置する行田市等19市6町1村の水田約15,400ヘクタールを受益地として、見沼代用水路、騎西領用水路、中島用水路とそれらに付随する支線水路の改修等を行い、毎秒4.263m<sup>3</sup>（内訳は、埼玉県は3.704m<sup>3</sup>、東京都は0.559m<sup>3</sup>）を水道用水へ転用したものである。

事業主体は、水資源開発公団（現独立行政法人水資源機構。以下「水公団」という。）、埼玉県、見沼土地改良区（現見沼代用水土地改良区）の3者が分担してあたり、昭和53年度から平成7年度までの18箇年をかけて事業を実施し、約892億円の事業費を要した。

なお、事業費には、農業用水の合理化には直接関係しない農業用水の取水堰や荒川への水道専用水路の整備に要した事業費も含まれている。

また、この事業は、見沼代用水路や水道専用水路を改修・新設する当初事業と騎西領用水路及び中島用水路等を改修する追加事業から成っている。このうち、当初事業分は昭和63年度に完成し、追加事業分は昭和63年度から開始し平成7年度に完成した。

#### iv) 利根中央用水事業・利根中央農業水利事業の事業概要（乙第37、38号証）



当該事業は、利根大堰を起点とする利根川左岸、右岸及び江戸川右岸に広がる加須市等11市11町の水田約14,200ヘクタールを受益地として、葛西用水路に係る区域や、羽生領用悪水路土地改良区が管理する用水路に係る区域等の用水系統の再編成や、水路改修等を行って毎秒3.811m<sup>3</sup>を水道用水へ転用するものである。

この転用の内訳は、利根大堰地点で毎秒1.998m<sup>3</sup>（埼玉県は1.799m<sup>3</sup>、東京都は0.199m<sup>3</sup>）、埼玉県北葛飾郡庄和町の江戸川金野井地点で毎秒1.813m<sup>3</sup>（埼玉県は1.163m<sup>3</sup>、東京都は0.650m<sup>3</sup>）である。

事業主体は、農林水産省、水公団及び埼玉県の3者が分担してあたり、平成4年度から平成15年度までの12箇年をかけて事業を実施し、約1,050億円の事業費を要した。

なお、事業費には、農業用水の合理化には直接関係しない農業用水路等の整備に要した事業費も含まれている。

(3) 次に、「利根中央用水事業・利根中央農業水利事業・中川水系農業水利事業（第一次及び第二次）及び埼玉合口二期事業」において、従前存在した各農業用水利権について（求釈明6②）

① まず、従前存在した各農業用水利権を個別に述べる前に、説明の便宜上、「利根大堰建設時以前の水利権状況」、対象となる農業用水の多くに關係する「利根大堰における農業用水取り入れの合口」及びそれに関係する「試験通水」について述べる。

#### ア. 利根大堰建設時以前の水利権状況について

河川から農業用水を取水するなどの河川の流水を占用する者は、明治29年4月制定の河川法（以下、「旧河川法」という。）と昭和39年7月制定の河川法において許可を受けることとされ、この許可を得た水利権を許可水利権という。一方、旧河川法の制定以前より取水されていた農業用水等は、



旧河川法施行規程第11条第1項の規定により許可を受けたものとみなされ、この水利権を慣行水利権という。

農業用水合理化事業に関する農業用水の水利権は、見沼代用水に係る水利権、葛西用水に係る水利権、羽生領用水に係る水利権、稻子樋管（「稻子用水」、「羽生領用水（稻子）」ともいう。）に係る水利権、古利根樋管（「古利根用水」ともいう。）に係る水利権、権現堂樋管（「権現堂用水」ともいう。）に係る水利権、金野井用水に係る水利権、二郷半領揚水機（「二郷半領用水」ともいう。）に係る水利権、新田用水に係る水利権であった。

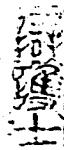
このうち、慣行水利権は見沼代用水、葛西用水、羽生領用水に係る水利権で、許可水利権は、稻子樋管、古利根樋管、権現堂樋管、金野井用水、二郷半領揚水機及び新田用水に係る水利権であり、管理する各土地改良区がそれぞれの地点で河川から取水していた（乙第39号証；図示①②③④⑤）。

#### イ. 利根大堰における農業用水取り入れの合口について

利根導水路建設事業は、本県及び東京都の水需要の急激な増加に応えるために、利根川水系の総合的な水資源開発計画の一環として、昭和38年に着手された。

利根導水路建設事業の目的は、利根川上流のダム群により開発された都市用水を取水すること、利根川にそれまで設置されていた多くの農業用水の取り入れを合口し、取水の安定化・合理化を図ること、隅田川の河川浄化のため、緊急かつ暫定的に利根川の余剰水を取水すること、である。ここで、合口とは複数箇所で取水していたものを1箇所でまとめて取水することであり、そのための施設として利根大堰が建設された。

農業用水合理化事業に関する農業用水の取り入れのうち、見沼代用水、葛西用水、羽生領用水、稻子樋管、古利根樋管の5つが利根大堰により合口された（乙第39号証；図示⑦）。



#### ウ. 利根大堰に関する試験通水について

利根大堰の完成に伴い、昭和43年4月から利根大堰の管理者である水公団が、合口された農業用水を一括して取水することとなった。

その際、水公団は、合口された農業用水の慣行または許可による最大取水量の合計と同量を「試験通水として」取水することについて河川管理者に申請し、その了承を得た（乙第40、41号証）。

以上のように、農業用水合理化事業に関する農業用水の水利権のうち利根大堰に係るものは、昭和43年度から試験通水が開始されたため、従前存在した農業用水水利権については、河川管理者から了承された試験通水の内容をもって説明する。

また、以下で説明する各事業の従前存在した水利権は、合理化の対象となつた農業用水の水利権とする。

#### ② 以下、各事業について従前存在した農業用水水利権について述べる。

##### ア. 中川水系農業水利合理化事業（第一次）

本事業における従前存在した農業用水水利権として、権現堂樋管に係る水利権について述べる。

- i ) 水利権者は、権現堂川用水路土地改良区である。
- ii ) 目的は、かんがいである。
- iii) 取水口等の位置は、茨城県猿島郡五霞村大字川妻字川岸前1375番地先である（乙第39号証；図示⑥）。
- iv) 最大取水量は、通水期間3月15日から翌年3月14日までのうち、3月15日から9月30日までの間で毎秒5.475㎥である。
- v ) 取水の条件は、特にない。
- vi) 許可水利権である。
- vii) 許可のなされた日付は昭和42年3月2日であり、許可期限は昭和50年12月31日である。失効に関する規定は、この水利使用が廃止されたとき、



許可期限前 6 月以内に許可期間の更新の許可の申請がなされた場合において、当該許可を拒否する処分があった後に許可期限が到来したとき、又は許可期限後に当該許可を拒否する処分があったとき及び許可期限前 6 月以内に許可期間の更新の許可の申請がなされなかつた場合において、河川管理者がその事実を確認してその旨を水利使用者に通知したときである。

#### イ. 農業用水合理化対策事業（権現堂地区、幸手領地区）

本事業における従前存在した農業用水利権として、葛西用水に係る水利権について述べる。

- i ) 水利権者は、水公団である。
- ii ) 目的は、かんがいである。
- iii) 取水口等の位置は、埼玉県行田市須加字船川 4 3 8 8 番地先である（乙第 3 9 号証；図示⑦）。
- iv) 最大取水量は、通水期間 4 月 1 日から 9 月 30 日までのうち、5 月 1 日から 6 月 25 日までの間で毎秒 25. 470 m<sup>3</sup>である。
- v ) 取水の条件は、特にない。
- vi ) 許可水利権である。
- vii) 許可のなされた日付は、昭和 48 年 6 月 30 日であり、許可期限は、昭和 59 年 3 月 31 日である。失効に関する規定は、この水利使用が廃止されたとき及び許可期間の更新の許可の申請がなされた場合において、当該許可を拒否する処分があった後に許可期限が到来したとき、又は許可期限後に当該許可を拒否する処分があつたときである。

#### ウ. 埼玉合口二期事業

本事業における従前存在した農業用水利権として、利根大堰に係る試験通水（見沼代用水）について述べる。

- i ) 水利権者は、水公団である。
- ii ) 目的は、かんがいである。



iii) 取水口等の位置は、埼玉県行田市須加地先（利根川右岸）である（乙第39号証；図示⑦）。

iv) 最大取水量は、通水期間4月1日から9月30日までのうち、毎秒44.63m<sup>3</sup>である。

v) 取水の条件は、特にない。

vi) 試験通水である。

vii) 試験通水が最初に了承された日付は、昭和43年5月29日である。

## エ. 利根中央用水事業・利根中央農業水利事業

本事業における従前存在した農業用水権として、利根大堰に係る試験通水（羽生領用水、稻子樋管、古利根樋管）と、葛西用水、金野井用水、二郷半領揚水機、新田用水に係る水利権について述べる。

### a. 羽生領用水、稻子樋管、古利根樋管

これらは、利根大堰に関する試験通水であるため、各項目をまとめて述べる。

i) 水利権者は、水公団である。

ii) 目的は、かんがいである。

iii) 取水口等の位置は、埼玉県行田市須加地先（利根川右岸）である（乙第39号証；図示⑦）。

iv) 羽生領用水の最大取水量は、通水期間4月1日から9月30日までのうち、毎秒4.33m<sup>3</sup>である。

稻子樋管の最大取水量は、通水期間4月1日から9月30日までのうち、毎秒1.32m<sup>3</sup>である。

古利根樋管の最大取水量は、通水期間4月1日から9月30日までのうち、毎秒5.75m<sup>3</sup>である。

v) 取水の条件は、特にない。

vi) 試験通水である。



vii) 試験通水が最初に了承された日付は、昭和43年5月29日である。

b. 葛西用水について

i) 水利権者は、水公団である。

ii) 目的は、かんがいである。

iii) 取水口等の位置は、埼玉県行田市須加字船川4388番地先である（乙第39号証；図示⑦）。

iv) 最大取水量は、通水期間4月1日から9月30日までのうち、4月26日から6月25日までの間で毎秒22.641m<sup>3</sup>である。

v) 取水の条件は、特にない。

vi) 許可水利権である。

vii) 許可のなされた日付は、平成5年12月6日であり、許可期限は、平成10年3月31日である。失効に関する規定は、この水利使用が廃止されたとき及び許可期間の更新のための協議の申出がなされた場合において、当該協議に同意しない旨の処分があった後に許可期限が到来したとき、又は許可期限後に当該協議に同意しない旨の処分があったときである。

c. 金野井用水について

i) 水利権者は、埼玉県である。

ii) 目的は、かんがいである。

iii) 取水口等の位置は、埼玉県庄和町大字西金野井962-1番地先である（乙第39号証；図示⑧）

iv) 最大取水量は、通水期間4月1日から翌年3月31日までのうち、6月20日から8月25日までの間で毎秒3.786m<sup>3</sup>である。

v) 取水の条件は、特にない。

vi) 許可水利権である。

vii) 許可のなされた日付は、昭和54年12月28日であり、許可期限は、昭和58年3月31日である。失効に関する規定は、この水利使用が廃止され



たとき及び許可期間の更新のための申請がなされた場合において、当該許可を拒否する処分があった後に許可期限が到来したとき、又は許可期限後に当該許可を拒否する処分があったときである。

d. 二郷半領揚水機

つぎに、二郷半領揚水機について述べるが、この水利権は3つの地点の水利施設からなりたっている。

- i ) 水利権者は、二郷半領用悪水路土地改良区である。
- ii ) 目的は、かんがいである。
- iii) 取水口等の位置は、松伏町大字金杉 5 9 4 番地先（乙第39号証；図示⑨）、三郷市花和田 1 0 8 番の 5 地先（乙第39号証；図示⑩）及び三郷市彦川戸 1 丁目 2 2 番地先（乙第39号証；図示⑪）である。
- iv ) 最大取水量は、通水期間4月1日から9月30日までのうち、4月26日から9月30日までの間で毎秒3. 257 m<sup>3</sup>、毎秒0. 303 m<sup>3</sup>及び毎秒0. 785 m<sup>3</sup>である。
- v ) 取水の条件は、特にない。
- vi ) 許可水利権である。
- vii) 許可のなされた日付は、平成9年9月8日であり、許可期限は、平成14年3月31日である。失効に関する規定は、前記金野井用水に同じ。

e. 新田用水について

- i ) 水利権者は、埼玉県である。
- ii ) 目的は、かんがいである。
- iii) 取水口等の位置は、吉川町大字深井新田 4 8 5 - 1 番地先である（乙第39号証；図示⑫）。
- iv ) 最大取水量は、通水期間4月1日から9月30日までのうち、4月1日から9月30日までの間で毎秒1. 895 m<sup>3</sup>である。
- v ) 取水の条件は、特にない。



vi) 許可水利権である。

vii) 許可のなされた日付は、平成9年9月8日であり、許可期限は、平成14年3月31日である。失効に関する規定は、前記金野井用水に同じ。

以上の従前存在した農業用水利権において、金野井用水、権現堂樋管を除く他の農業用水利権の取水期間は、水田のかんがい期間のみである。

(4) (3) 記載の各農業用水利権の水道用水供給事業への転用水について（求釈明6③）

① 転用なされた時期（水道の当初許可日）について

i) 中川水系農業水利合理化事業（第一次）

昭和48年 6月30日

ii) 農業用水合理化対策事業（権現堂地区・幸手領地区）

昭和59年 6月 6日

iii) 埼玉合口二期事業

昭和63年 9月22日

iv) 利根中央用水事業・利根中央農業水利事業

平成15年12月15日

② その具体的な経過について

i) 中川水系農業水利合理化事業（第一次）

農業用水利権としては、河川法第23条の許可を受けていた権現堂樋管に係る水利権が、昭和48年3月11日に当時の権現堂川用水路土地改良区により放棄された。なお、関連する葛西用水に係る水利権については、水公団により昭和48年6月28日に河川管理者に対して河川法第95条に基づく水利使用の協議が行われ、昭和48年6月30日に同意された。

水道用水利権としては、埼玉県が河川法第23条に基づいて申請を行い、昭和48年6月30日に許可、昭和49年4月17日に増量が許可された。

ii) 農業用水合理化対策事業（権現堂地区・幸手領地区）



農業用水利権としては、水公団により、事業が部分完了した昭和59年3月16日に河川管理者に対して河川法第95条に基づき水量を一部減量する協議が行われ、昭和59年6月6日に同意された。その後、昭和63年2月15日に全体量を減量する協議が行われ、平成5年12月6日に同意された。

水道用水利権としては、埼玉県が河川法第23条に基づき申請を行い、昭和59年6月6日に許可、平成4年3月27日に増量分が許可された。

#### Ⅲ) 埼玉合口二期事業

農業用水利権としては、水公団及び見沼土地改良区（以下「土地改良区」という。）の連名により、昭和59年2月2日に河川管理者に対して、水公団は河川法第95条協議、土地改良区は第23条に基づく申請を行い、昭和62年5月1日に同意及び許可された。

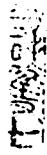
続いて、当初事業の完了に伴い、昭和63年12月16日に同様に連名で水量を減量する協議及び申請を行い、平成元年9月14日に同意及び許可された。

さらに、追加事業の完了に伴い、平成7年3月31日に連名で水量を減量する協議及び申請を行い、平成7年8月29日に同意及び許可された。

水道用水利権としては、埼玉県が河川法第23条に基づき申請を行い、当初事業分の一部として昭和63年9月22日及び昭和63年10月3日に許可、当初事業分の残り分として平成元年9月14日に許可、追加事業の一部として、平成7年8月29日に許可、追加事業の残り分として平成9年3月31日に許可された。

#### iv) 利根中央用水事業・利根中央農業水利事業

農業用水利権としては、葛西用水、羽生領用水、稻子樋管、古利根樋管に係る水利権を水公団がとりまとめ「利根中央用水事業」として、金野井用水、新田用水及び二郷半領揚水機に係る水利権を農林水産省がとりまとめ「国営



利根中央土地改良事業」として、それぞれ、平成10年6月24日に河川管理者に対して河川法第95条に基づき減量等の協議を行い、平成10年9月28日に同意された。

水道用水利権としては、埼玉県が河川法第23条に基づき申請を行い、平成15年12月15日に許可、埼玉県及び独立行政法人水資源機構が河川法第23条及び第95条の申請及び協議が行われ、増量分として平成17年3月25日に許可及び同意された。

③ 転用に際して、工事などを施工した場合にはその費用

各事業の費用は、前記(1)の各事業の概要のところで説明済みである。

(5) 10月から4月にかけて新規利水を必要とする理由

本件に該当する農業用水合理化事業は、利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画（乙第18号証）において、「非かんがい期の水量を別途の事業等により手当てすること」が記載されている。

このため、非かんがい期の水量を手当てし、年間を通じて安定的に取水できるよう、新規利水として、ハッ場ダム等水源開発施設に参画したものである。

以上